

令和5年度 事業計画（案）

《基本方針》

2年後の「2025年」には団塊の世代のすべてが75歳以上となる現在、少子高齢化、認知症患者の増加、生活困窮、社会的孤立など、様々な社会問題が現れています。また、新型コロナウイルス感染症の流行も4年目を迎え、人々の生活様式をはじめ社会のシステムや地域活動に対しても、大きな影響を及ぼしています。5月には季節性インフルエンザなどと同じ「5類」に移行となる予定で、今後は換気や人との間隔、場面に応じた適切なマスクの着脱など対策を講じながら、徐々に日々の生活を取り戻していくこととなります。

このような状況の中で、社会福祉協議会として、支部福祉活動、サロン活動や福祉団体活動、子ども食堂、ボランティア活動など、市民が福祉に関わる場を支援しながら、地域や各種機関と協働し、住みよいまちづくりを創造していく地域福祉推進体制の整備を進めてまいります。そして、高齢者や障害者が住み慣れた地域で継続して生活が送れるよう、生きがい活動、小地域ネットワークの促進、生活困窮者に対する支援、地域活動支援センターや介護保険事業の充実に努めます。

新規事業としましては、現在、障害者のための相談支援事業や計画相談支援事業を実施していますが、当人や家族または施設団体に対し社会にとけこみ自立した生活を送れるよう、市から委託を受け、総合的・専門的相談支援を行い、研修企画、地域の体制づくり、または必要な援助や情報提供を行う中核的な機関として、基幹相談支援センターを設置します。

また、今年度からかなりや教室と野蒜分室は統合し、新生かなりや教室として「発達に特性を持つことがうかがえる幼児、または身体に発達の心配のある幼児」に対して、療育的支援（発達支援）・家族支援（相談による支援）・保育を行います。

今年度も社会福祉協議会としましては、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」に取り組んでまいります。

■重点目標

《重点項目》

1. 地域に根差した社協支部福祉活動への支援・ふれあいサロン活動支援
2. ボランティアの養成と活動への参加促進・情報提供
3. 介護予防・介護保険事業の推進及び地域包括支援センター・認知症地域支援・通所型予防サービス事業の円滑な運営
4. 高齢者が住みよい環境づくり・生きがいづくりと高齢者クラブ活動支援
5. 心身障害児の療育訓練と心身障害者の通所施設の運営及び福祉団体の活動支援
6. 地域を基盤とした社会福祉事業の推進

《重点事業概要》

1. 地域に根差した社協支部福祉活動への支援・ふれあいサロン活動支援

〔地域福祉推進事業〕

市内 83 自治会を社協支部に指定し、社協支部（自治会）を核として、市内全域で地域福祉活動を推進してまいります。

支部福祉活動では、社協支部長を中心に支部運営委員や民生委員・児童委員等と連携を図り、地域内の福祉施策対象者の把握や小地域ネットワークの組織化、福祉懇談会、三世代交流事業など、多世代にわたる住民が参加して共に支えあう地域づくりの事業を展開いたします。

また、住民の自発的な活動である「ふれあい・いきいきサロン」活動に、『ふれあい福祉活動費』の交付などの支援を行います。

〔社協支部活動費補助等〕

【補助金等】	【財源】	【内容】
■ 支部補助金	社協会費	会費納入額の 30%（千円未満切り捨て）
■ 支部福祉活動助成金	社協会費及び共同募金	基本額 2 万円と 100 円/世帯×当該年度社協会費納入世帯分を合わせた額（上限 10 万円）
■ 敬老会助成金	共同募金（一般募金）	敬老会対象者（75 歳以上）に 1 人当たり 300 円を助成
■ 支部長研修負担金	社協会費	支部長研修会の経費一部負担
■ 小地域ネットワーク組織啓発助成金	市委託金	啓発会議開催費として助成
■ 小地域ネットワーク組織活動助成金	市委託金	ネットワーク運営のため、ネット数に応じて助成
■ ふれあい福祉活動費補助	市補助金及び共同募金（歳末募金）	ふれあい・いきいきサロン等の活動に対し開催回数に応じて補助 サロン立ち上げ・強化補助・活動保険補助

2. ボランティアの養成と活動への参加促進・情報提供

〔ボランティア活動センターの運営〕

ボランティア活動センターは、ボランティアの受付窓口として、相談、ニーズ受付、コーディネートを行うほか、新規ボランティアの養成にも取り組み、市内のボランティア活動の充実・拡大を図ります。

また、市内の小中学校等を「福祉教育校」として、児童・生徒の福祉学習の支援を行うとともに、多様なボランティアグループの支援やボランティア連絡協議会の運営にも協力してまいります。

〔ボランティア活動センター事業〕

- ボランティアに関する相談・受付・調整及び情報提供
- ボランティア活動センター運営委員会の開催
- ボランティアサークルの活動・支援、ボランティア連絡協議会の運営協力
- ボランティアの養成
（出前講座、ボランティアスクール、福祉教育ボランティア講座など）
- 福祉教育に関する事業

- ボランティア通信や SNS を利用してボランティア情報の提供
- ボランティア連絡協議会の活動支援
- 災害時の被災地対応ボランティア保険加入手続き

3. 介護予防・介護保険事業の推進及び地域包括支援センター・認知症地域支援・通所型予防サービス事業の円滑な運営

介護保険関連事業では、高齢者の自立支援に重点をおき、居宅でのサービスや介護予防、また心身の障害等により日常生活で支援が必要とされる方々に対して、関係法令を遵守し居宅介護サービス等を提供いたします。

『通所型予防サービス事業』（受託）では、市内 2 施設で、高齢者の健康増進と認知機能維持、予防を目的として運営してまいります。

安心して住み慣れた地域で生活が続けられるよう、介護サービスの一層の充実と関係各機関との連携を進めてまいります。感染症拡大防止の観点から、各職員の健康管理やサービス提供における衛生管理等を継続して徹底いたします。

[居宅介護支援事業]

要支援・要介護者及び事業対象者が介護（予防）サービス等を適切に利用できるように、居宅介護サービス計画書等の作成、在宅サービス事業所との連絡調整や、介護保険施設の情報提供などを行います。

居宅介護サービス計画書は、本人や家族の希望を伺いながら、本人の心身状況に合わせ介護サービス事業所や医療機関との連絡・調整を行い作成します。また、指定市町村事務受託法人として新規申請者及び更新者の要介護認定調査を行います。

[訪問介護事業]

要支援または要介護状態となった方が在宅においてその人の有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活が営めるよう、訪問介護員が支援を行います。

- ① 身体介護 入浴・排せつ・食事等の介護
- ② 生活援助 調理・洗濯・掃除や必要な日常生活の援助

[障害福祉サービス事業]

身体障害又は知的障害の方が在宅において可能な限り自立した日常生活が営めるよう家事及び身体の介護、外出の介助等の支援を行います。

[勝田第一中学校区地域包括支援センター（おとしより相談センター）]（受託）

勝田第一中学校区内にお住まいの高齢者が安心して暮らしていけるよう、ご本人や家族等から受けた相談を、医療機関や介護サービス事業所等適切な機関と連携して解決に努めます。

- ① 総合的な相談窓口（高齢者の実態把握 虐待・権利擁護相談など）
- ② 介護予防マネジメント（予防プランの作成・評価 2次予防対応など）
- ③ 包括的・継続的なマネジメント（ケアマネジャー間のネットワークの構築・連携、困難事例に対する助言など）
- ④ 介護予防金上事業所の運営及び介護予防委託事業所との連携

[認知症地域支援推進事業(認知症地域支援推進員の配置)](受託)

認知症の方が地域で安心して暮らせるよう、医療機関・介護サービス事業所など関係機関との連携体制の構築や認知症家族のつどいの開催など、当事者やその家族に対する相談・支援業務を行います。

また、認知症サポーター養成講座などの啓発活動を行い認知症の理解促進に努めます。

担当地区：勝田第一中学校区・大島中学校区

※各地域包括支援センター職員と連携し、認知症の方の実態把握や本人・家族の相談支援にあたります

[通所型予防サービス事業] (受託)

元気サポート教室として、金上ふれあいセンター及び老人福祉センター高場荘で開きます。要支援者及び要支援状態となる可能性のある高齢者を対象に、運動機能の向上や生活行為の改善に向けて指導を行います。また、一般高齢者に対しては、介護予防体操や認知機能低下予防の脳トレや創作を行います。

4. 高齢者が住みよい環境づくり・生きがいくくりと高齢者クラブ活動支援

高齢者が生きがいをもって生活が送れるよう、高齢者関連事業の実施と、高齢者クラブ活動の支援をします。

■ 高齢者事業

◎ 社協自主事業・補助事業

- 高齢者相談事業（ふたり暮らし高齢者世帯・日中ひとり暮らし世帯訪問）
- 金婚祝賀会の開催
- 敬老会への助成
- 高齢者クラブ育成及び活動支援
- 高齢者外出支援事業

◎ 受託事業

- 生きがい対策事業（高齢者大学、市長杯高齢者スポーツ大会、県参加事業）
- 緊急通報体制整備事業（小地域ネットワーク推進）
- 老人福祉センター（大島荘、高場荘、みなと荘）の管理運営

5. 心身障害児の療育訓練と心身障害者の通所施設の運営及び福祉団体の活動支援

在宅の心身障害児・者が、社会活動に参加し、生きがいのある生活が送れるよう、心身障害児・者関連の事業実施と、福祉団体等の活動を支援します。

通所施設の運営に関しては、今年度からかなりや教室と野蒜分室は統合し、新生かなりや教室として「発達に特性を持つことがうかがえる幼児、または身体に発達の心配のある幼児

」に対して、療育的支援（発達支援）・家族支援（相談による支援）・保育を行います。また、心身障害者の通所施設については、さらにサービスの幅を広げて提供できるよう障害者総合支援法に基づく生活介護事業の年度内の実施に向けて検討してまいります。

さらに、障害者等からの相談に対応する市内の特定・委託相談支援事業所の総合的・専門的な支援機関として基幹相談支援センター（市受託事業）を開設します。

■心身障害児・者支援事業

◎社協自主事業・補助・受託事業

- 福祉団体への活動支援と運営費の補助
- 市報・社協だより「福祉ひたちなか」の音訳、点訳版の発行（視覚障害者への情報提供）
- 各種補助団体の事業協力及び心身障害者連絡協議会への活動支援
- 手話奉仕員等養成研修事業及び障害者理解促進事業

◎指定管理者事業

- 地域活動支援センター（大島、湊分室）
- 発達支援事業（かなりや教室）

6. 地域を基盤とした社会福祉事業の推進

◎一般事業

- 災害ボランティアネットワーク事業の推進とリーダー養成研修・災害ボランティア養成講座の実施及び災害時対応用品の整備
- 共同募金（赤い羽根募金・歳末たすけあい募金）運動の展開
- 社会福祉大会（功労者表彰式及び福祉講演会）の開催
- 善意銀行の運営
- 法人後見サポート事業、日常生活自立支援事業
- 社協だより「福祉ひたちなか」の発行（年6回）及びホームページの運営
- 要援護者への相談及び生活支援（生活福祉資金・小口貸付資金）や食糧支援
- 日常生活用具貸与事業（車いす）
- 地域活動用及び健康増進用の物品貸し出し
- 多様な福祉事業展開のため福祉人材の確保
- 職員の資質向上を目的とした研修及び資格取得支援

◎受託事業

- 地域福祉推進体制整備事業（生活支援体制整備事業）
- 成年後見制度利用促進に伴う中核機関事業
- ファミリー・サポート・センター事業
- 福祉バス（大型・中型）の管理運営

◎指定管理事業

- 総合福祉センター、那珂湊総合福祉センター、ふれあい交流館、金上ふれあいセンターの管理運営